慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	明治十年代送仮名法改革一斑 : 内田嘉一「送仮名写法」・ 箕輪醇「送仮字弁」の対比から
Sub Title	Approaches to okurigana reform in the 1880s : Uchida Kaichi's Okurigana shahō and Minowa Jun's Okurigana ben between education and printing practices
Author	岡田, 一祐(Okada, Kazuhiro)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2025
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.128, (2025. 6) ,p.1 (160)- 17 (144)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-01280001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治十年代送仮名法改革一斑

——内田嘉一「送仮名写法」・箕輪醇「送仮字弁」の対比から

岡田　一祐

一、　はじめに

近代の教育や活版印刷——あるいは近代出版——が日本語の文字・表記を変えたとは人口に膾炙した表現である。そのような見方の浸透に比して、教育や活版印刷が具体的になにをどのように変えたのか、十分に明らかにされているとは言いがたい。

それでは、教育や活版印刷が日本語の文字・表記のなにを変えたと言ってよいのか。さまざまなものから迫りうるものではあり、なにから迫るかによって開ける展望も相異るが、ここでは、稿者の関心から、明治十年代のふたつの送り仮名法資料、具体的には内田嘉一の「送仮名写法」と箕輪醇の『送仮字弁』をたよりに考えることにしたい。この二資料は、表記の理想を求めるものではなく、それぞれ文部省における教科書編集と太政官文書局（内閣官報局）における官報編集上の表記の統一を図るという、現場の需要を満たそうとするものであるという点で、日本で初の実用的送り仮名法書である。それだけでなく、表記にかんする具体的提起としても早いものに属する。これらの資料を検討することは——むろん、そのものの性質の寄与するところは差し引いたうえで——、教育や活版印刷が表記の統一というおなじ需要について、具体的にどのように対応したか

の一例を明らかにすることである。それは、現代にもある、両者のびみょうな違いにも繋がるものであろう。

二、　近代教育・近代出版の変えるもの

近代教育や近代出版がなにかを変えるとは、教育や出版体制の変化によって、あらたな情報交換の体制に適した慣行をひとびとが編み出したことを指してかく言うわけである。教育と印刷との実務はその目的によって異なる。教育実務においては、児童生徒がメタ的に体得することを前提にそれに合った習慣を定めたい。それにたいして、印刷実務では、校正者が迷いなく校正実務に当るために、当時通用のものとして統一を図ることが最優先である。

鈴木（二〇一五）は、このような大量印刷技術に合わせることが縮退的であるとして、レドゥシールの原理と呼んだ。複雑さを取り除いて経済的なものとするということである。

しかしながら、イギリスやフランスでは、活版印刷によって知識が流布されるにともない、綴り字の規則化が行われたが（Condorelli 2022）、日本では漢字字体の正俗には気を遣っても（藤枝 一九七一）、日本語のつづり方にはずいぶんと鷹揚であった（山田 一九七二）。ヨーロッパのごとく、近代活版印刷という工業的技術によって綴り字の正則化が行われるようになるには、それを経済的に必要とするだけの大衆の識字能力が必要となり、それには義務教育制度の成立を待たねばならなかった（岡田 二〇二一 a、b）。十九世紀は、その教育制度の一大成立期でもあり、日本語文字・表記の変革を技術と教育のどちらに帰すべきかは難しい判断を要することも多い。

その一例を挙げてみれば、三好（一九七七）は明治二十年代の秀英舎（現・大日本印刷）において変体仮名が整理されたことを証拠として（あるいは「文献学」上の「常識」として）、先行論の仮名字体の選好をめぐる議論を否定する。小林ベター（二〇一四）は、当時の出版物の全体的調査から、この変体仮名の整理が認められるものとした（銭谷 二〇一四も同趣の指摘であろう）。

このことから、一見、活版印刷術が変体仮名の整理を齎したものと言ってよいように思える。さて、岡田（二〇二一 a）

は、変体仮名の整理を小学（国語）読本の問題として論じたものであるが、そのなかで、変体仮名の整理の議論が教育の問題として明治十年代なかばにあったことを示した。すなわち、印刷において正則化を問題とする以前に、教育において問題になっていたということである。このような問題化は、Sebba (2007: pp. 138–54) の示す言語・表記の簡素合理化による近代化の推進という発想の一典型例であるし（山口二〇一〇も参照）、鈴木（二〇二〇）が論じるがごとき、実用と芸術の分離という問題もはらむ。十九世紀の大変革のなかで、何が一連の変化の帰結であるとするかはさほど自明ではないということでもある。

これが二十世紀になれば、漢字含有率の変異に活版印刷を前提とした出版文化の介在が見られるなどの現象（菅野二〇一七）や、前近代的書字分節法が近代的なものに置き換わる現象（Osterkamp 2024）、ルビ附き活字（石井二〇一七）とその廃止運動などがあるが、それにしても教育政策と無関係というわけにはいかないわけである。送り仮名法には、その点で、教育政策と出版上の要請という二側面を見分けやすいという利点がある。

三、　送り仮名法の明治時代

送り仮名法の成文化は、校正のありかたと無関係ではない。校正者が頓着しなければ送り仮名にどれだけの揺れがあろうが糺されはしない。その点において、内田百閒が漱石全集の校正から送り仮名法を提唱することになったのは象徴的である（「動詞の不変化語尾に就いて」『東炎』四・二、一九三五）。送り仮名法は、古来濫れていたわけではないが（屋名池二〇一七など参照）、いざ表記を統一しようと思ってみると、文語体と口語体が入り交じっていた時代でもあり、問題がいろいろと起るということであった。

送り仮名法は中根淑（きよし）が『日本文典』において「附ケ仮名」として示したものがもっとも古いと言われる。この文典は国学式ではなく、洋文典（英文典や蘭文典等、べんぎひとくくりにかく呼ぶ）の品詞分類を取っている点で洋式文典と呼ばれる。『日本文典』はそのなかでも早いもので、英文典の影響を受け、形容詞に活用を認めないなどの特徴がある（西周から

の影響を指摘する服部二〇一七、とくに一九二‐九三ページなど参照）。活用の認定においてもほかと異なることが指摘されており（たとえば遠藤二〇二〇）、送り仮名法もその独特の文法説に沿って形成されている側面が大きいことに注意を払う必要がある。明治初期の送り仮名について論じた久保田（一九九八）によっても、明確にこれに従う送り仮名は見当たらないようである。

明治十年代に出たものは、その後の具体的な流れに繋がっていく（山東二〇〇二）。このなかで、教育実務的なものと印刷実務向けのものとが現れたことが興味深い。まず、教育実務向けのものとしては、教科書編纂を担当していた文部省編輯局において内田嘉一が責任者となって取りまとめた「送仮名写法」（明治十五年）である。印刷実務向けのものは箕輪醇の『送仮字弁』（明治十六年）である。以下、ひとつずつの性質を見たい。

四、「送仮名写法」について

「送仮名写法」は、ふるくは文部省図書局国語課（一九四一）が数ある送り仮名法のひとつとして、あたらしくは久保田（一九九八）が中根淑の二種の送り仮名法と対比しているほか、山東（二〇〇二）では送り仮名法史を描く試みのなかで、「写法」の編纂経緯と用途、その後の影響に触れている。いずれも本法の独自性という観点から検討はされておらず理解を深める余地があるほか、制定後どのように活用されたかの探究は、送り仮名法史研究を実地的なものとする上で意義がある。

四・一　「送仮名写法」の概略と担当者・内田嘉一

「送仮名写法」は、文部省編輯局における教科書編纂業務の必要から企画され、内田嘉一が筆録を担当した。明治初期小学読本の送り仮名には統一はなく（久保田一九九八）、本法の編纂事情は、それを不満としたものであるという前文の通りである。編次の記載は本文中になく、三宅は一八八二年制定とするが、吉田・井之口ではのちに触れる改訂の日付を根拠として一八八三年以前数年のうちとして、とくに制定年次を特定しない。

本法の資料的な状況について発表者の知るところをさきに述べる。本法は公刊されたこともなく、また、『送り仮名法資料集』（一九五二、国立国語研究所）では所在不明とされている。このあとに触れる翻刻にも書誌的な記載はないため、本

資料がどのような形態で作られたのか知る手立てがない。その翻刻とは、一九六二年に刊行された三宅と吉田・井之口のことで、どちらも原本や翻刻の手続きの記載を欠く。

従来知られていなかった写本に小浜市酒井家文庫和田信二郎旧蔵書中のものがある。三宅や吉田・井之口の翻刻の誤りを糺すに足る丁寧な書写とみてよいが、既存の翻刻に文意を得がたいほどの誤りもないため、ここでは立ち入らない。なお、和田旧蔵書には「改正増補」の追記を欠くがその理由は確かにしがたい。

「写法」は状況証拠から文部省の内部資料であったと考えられる。昭和戦前・戦中期に文部省国語課にあった倉野憲司が送り仮名法資料の検討にあたって本資料を引くのを見れば（倉野、一九四三）、文部省にこの時点まではあったと思われるが、国語研の送り仮名法資料集編纂時までには失われたか。三宅や吉田・井之口の翻刻が倉野など関係者の手許にあったものに基づくならば、国語研資料集で所在不明のものが現れることも理解不能とは言い切れない[二]。詳細な比較を行っていないが、三宅と吉田・井之口の翻刻に大きな異同は見られないのも同一の出典にもとづくことを予期させる[三]。いずれにせよ、本研究は原資料を確認したものではなく、以下の検討および引用は三宅に基づく。

「写法」では、編纂事情を説明したごくみじかい前文ののち、品詞およびその下位分類ごとに送り仮名の解説を加え、最後に一覧した表を附録とする（図一）。品詞は、「名辞・動辞・形容辞・副辞・代名辞・接続辞・感嘆辞・居後辞」の八品詞である。形容辞に指示形容辞を認める点、「居後辞」という品詞を認める点が特徴的である。「居後辞」は、

（ガ）（ハ）（ノ）（ニ）（ヲ）（ヨ）（ヨリ）（マデ）抔ノ辞ヲ謂フ、名辞ノ後ニアルヲ以テ、姑ク此名ヲ附ス、凡ソ是等ノ辞ハ、固ヨリ仮名ニテ写スハ勿論ナレドモ、此中漢字ヲ用フル者数字アリ、左ノ如ク送仮名ヲ附ス、

為メ　於テ　以テ　ノ類

とするものである（三宅、二二ページ）。指示代名辞も、「我（ワレ）」・「我ガ（ワガ）」、「是（コレ）」・「是ノ（コノ）」、「此（コノ）」・「此ニ（コヽ）」・「此レ（コレ）」のごとく送り方で分けている。和田旧蔵書には欠いているが、三宅や吉田・井之口の翻刻には「明治十六年三月編輯局合議シテ左ノ五条ヲ改正増補ス」（三宅、二四ページ）という追記があって、五箇条を改めている（以下、「写法」改正と呼ぶ）。修正され

る五箇条は、㈠動詞連用形転成名詞の活用部分を送る、㈡・㈢シク活用形容詞および同語源の動詞はシから送る、㈣形容動詞中、接尾辞のカなどは送る、㈤は「やや」「ほぼ」など重音の副詞にかんする増補である（用語は現代の用語法的に改めた）。

担当者の内田嘉一[四]は、一八七八年に文部省報告課（のち編輯局に改組）勤務を命ぜられ、八四年に辞して民間で教科書編纂に携わるようになるまで務めていた。[五]大槻文彦らの文法会にほとんどの回に出た一員でもあり（小岩二〇〇五）、本法編纂を主導する実力はあったものと思われる（松谷二〇〇四にこの当時の編輯局の学術への傾斜が論じられている）。『絵入智慧の環』（古川正雄）の蔭の編者だと名乗ったという逸話もあって（稲岡二〇一九、一九〇ページ参照）、たしかに「居後辞」のほかは『絵入智慧の環』と品詞やその中身が類似している。「写法」の記述が簡素なため断定しがたいが、今後の検討に俟ちたい。

四、二　「送仮名写法」と中根淑（きよし）

「写法」制定に中根淑が関与したことは、のちに中根の著した『送仮名大概』（一八九五、以下『大概』）趣意に述べられている。中根は『日本文典』附録「送リ仮名法則」（以下「法則」）において送り仮名の規則をはじめて提唱した人物であるが、ここでは、「写法」の成立にどの程度の中根の関与が認められるか考えたい。また、『大概』では、中根在職時文部省編輯局長であった西村茂樹との議論として、「法則」での厳格な規則は動かせないかと問われ、法則も絶対ではなく便利を取るべきよしと答えたと述べられている（五 - 六ページ）。これは「写法」議論の席上と考えられ、「写法」と『大概』の関係についても検討したい（表一に「法則」を起点とした対照表を示す）。

「法則」は、中根淑の著『日本文典』（一八七六年）附録の一節である。『日本文典』にくわしく立ち入る暇はないが、とくに品詞や構成などにおいて開成所版『英吉利文典』を日本語に当てはめたものであること（山東二〇〇二a）、西周の文法学説との係わりがあること（服部二〇一七、随所）などが指摘されている。

「法則」と「写法」との相違点は、「法則」は通則ですべてを律しているのを、「写法」では通則を明確に立てず、便宜に

任せているという点がまず大きな相違である。また、「コノ」などの「ノ」を「法則」では後詞とするが、「写法」ではひとくくりに代名辞とする点も、考え方の相違として目につく点である。動詞連用形転成名詞の扱いが「写法」では名詞に準じて送らないとしていたのを改正して「法則」と同じものにしたことは注意される。

共通点もあり、とくに、動詞について「変化ハ声ヲ送ル」（「法則」下七四丁表裏）、「変化ノ字ヨリ之ヲ写ス」（「写法」一七ページ）と共通の表現を取る点、品詞において、「居後辞」の内容が中根『日本文典』や大槻文彦の「天爾遠波」（服部二〇一七、一〇四‐〇五ページ）と近いものである点は注意される。後者は大槻文彦も当時編輯局に在ったことをみれば、中根の影響とは断言できないが、無関係ではあり得まい。

「写法」と『大概』の異同では、副詞の説がほぼ『大概』が「写法」を踏襲するのが注意される。そのいっぽうで、「写法」では明確化されていなかった諸点が『大概』では明確化されており、複合語前項で単独語として送るべきばあいの規定が「写法」にはなかったが、『大概』では原則に従って送るべきとするとの差がある。

『日本文典』と『大概』でおおきく文法説として変るところはないが、形容詞にシの活用を認めるようになった点は見逃せない点である（山東二〇〇二b、六四‐六五ページにも指摘がある）。「写法」の影響とは言い切れないが、「写法」改正でシク活用をシから送るようになった点の検討には、中根も同席していたはずであり、文法説を改訂する機縁となったとしても不思議ではない。

四、三　「送仮名写法」の影響

「写法」は、文部省編輯局において教科書の送り仮名の統一資料として編まれたのは確かだが、流通範囲などが不明のため影響範囲を確実にすることができない。

ここではこころみに、文部省編輯局編『尋常小学読本』巻七（一八八九）の送り仮名について、「法則」、「写法」、同時代官報編纂のために編まれた箕輪醇『送仮字弁』（以下『弁』）の送り仮名法と比較してみる。ここでは、「写法」の規定と他が異なるものを検討することとして、「単純動詞連用形転成名詞」（「写法」改正にて一字可送、その他不可送）・「和語副詞

のうちで副詞の語尾を持たず漢字一字で表されるもの」（「甚だ」の類。「法則」・『弁』不可送、「写法」一字可送）、「其の」「此の」（「法則」・『弁』可送、「写法」不可送）の三種を検討する。結果は表二の通りである。とくに「写法」改正分の適用にばらつきがあることは問題であるが、おおむねにおいて送り仮名は一貫していることと、「写法」と一致していることが確認でき、編纂実務上の指針となっていたことが確認できたと言ってよい。

「写法」が民間の教科書編纂のために提供されたか、はっきりはしないが、そのような形跡は残っていないと言うべきである。三宅は野に転じて後の内田が自身の名において編纂した小学読本で「上ボル」・「下ダル」と書くが徹底していないと述べる（一六ページ）。そのほかの民間小学読本においても、本法のおおむねには適っていても細部にまで従ったものを見ないのは、本法が単独で流通せず、『尋常小学読本』をつうじて範となったことを示唆するものであろう。

五、『送仮字弁』について

『送仮字弁』の制定意図はさきに触れたとおりであるが、箕輪の個人著作として刊行された理由は分らない。版権は太政官文書局が所持し、いわゆる個人の著ではないにも拘らずである。静嘉堂文庫に松井簡治旧蔵の「送仮字弁」草稿があり、マイクロフィルム化もされている（『静嘉堂文庫蔵国語学資料集成』）。原本未見であるが、マイクロフィルムで閲覧するかぎり、文辞や例示に改訂があるていどで、おおきな相違はないように思われる。

『送仮字弁』編者の箕輪醇の履歴ははっきりしないところが多い。[六] 北海道立文書館に所蔵される履歴書によれば、天保十一（一八四〇）年正月生、もと会津藩士、斗南藩や陸軍省に出仕したのち、明治十五（一八八二）年から太政官に出仕するまでの記事がある。青森時代に私塾を一時期開いたことやプロシア農法を学んだこと、また陸軍省在勤時、軍人勅諭の制定にかかわった件で名前が挙がることがある。同十六年文書局に配転（公文録・明治十六年・第百七十四巻・明治十六年一月～八月・官吏進退太政官）、官報のしごとに当ったのが本書編纂の機縁かと思われる。明治十九年に官報局を離れ、二十三年に衆議院に転じて速記業務の初期に携わったようである。明治二十六年に衆議院編纂課長を最後に官職を辞し、そののち

のことは詳らかにしないが、明治二十九年に日清戦争の戦功により金四十円を下賜されているのが見いだせた最後の記録である。著書は（本書を数え入れないとすれば）なく、教科書として『小学入門作文自在』（一八七六）、校訂出版が何点かある。宮武外骨によれば、陸軍教授時代に陸軍軍事学舎で講じた講義録があり、「和漢の語学と文法の講義ばかり」とのことである。[七] 本人の肉声の伝わるものはほとんどないが、広義の文学に造詣のあった人物と思われる。

六、「送仮名写法」と『送仮字弁』との相違

どちらの送り仮名法も当時の文法観にしたがって整理してはいるが、「写法」が洋文典流の品詞体系をふまえて、その本性を考えて送り仮名法を制定しているのと比べると、『送仮字弁』は漢文法・国文法ないまぜの文法観が示されており、従前の最小限の送り仮名を送る手法を採るのはあきらかに『送仮字弁』のほうである。

たとえば、「送仮名写法」では動詞連用形転成名詞も動詞にならって送り仮名を送ることとするが、『送仮字弁』では用言は送り、体言は送らぬという原則を徹底する。それは代名詞と副詞において顕著である。たとえば、『送仮字弁』では副詞で仮名を送るべきなのはテニヲハとされるものと、用言の活用のみである、「其」、「何ぞ」、「争でか」、「極めて」など（私意により表記を改む）。それと比べると、「写法」はそれぞれの品詞の本性を気にするところと、転成前の品詞性を考慮に入れる点とが明確でなく、同じ例を見ると、「其れ」、「何ぞ」、「争か」、「極めて」となる。代名詞も、『送仮字弁』はいっさい送らないが、「写法」では「我」・「我が」、「是」・「是の」、「此（ここ）」・「此に（ここ）」・「此れ（こ）」のごとく送り方で分けている。

当時の使用傾向として見ると、どちらもより送らない例が当時としては一般的であるものが多い（岡田 二〇二三も参照）。これはけっきょく、『送仮字弁』が送り仮名を迷わぬことを最大限目指したのと、「送仮名写法」が単語の識別と通用の間で揺れていたことの相違と言えるのではあるまいか。

なお、両者とも、これらに続く浜田『副仮字法規』（一八八七年）と異なり品詞を越えた通則を立てていない。仮に内容上の問題で『送仮字弁』が改められたのだとすれば、理解しやすさの点で、『送仮字弁』は浜田の『副仮字法規』に譲ると

ころがあったと言えよう。

七、　結論

紙幅の都合もあり詳細に及び得なかったことを憾みとするが、教育向け・印刷現場向けで異なる目標が立てられたことは認めてよいのではないかと思う。再論の機会に期したい。

けっきょくのところ、大衆化は対象を道具化する側面があり、道具化は縮退、あるいは部分最適化を齎しやすい。近代教育・近代出版それぞれに――あくまで標榜するのは普遍性でありつつ――部分最適化が推し進められたのであって、やはりそこに同床異夢の根源が存するということであろう。字体整理や書体整理もその延長で見直してみる価値があるのではないかと思う。

附記

本稿は、科学研究費基金若手研究JP22K13129「明治一〇年代国字改良運動の表記論的把握」の成果に基づく。本稿をなすにあたって北海道立文書館および小浜市酒井家文庫で調査を行った。感謝申し上げる。本稿の一部は、第十五回十九世紀文学研究会（二〇二四年三月、法政大学）および日本語学会二〇二四年度春季大会（二〇二四年六月、東京外国語大学）で発表したものを含む。ご示教くださった諸先生に感謝申し上げる。

資料

三宅卓郎（編）『送り仮名資料集』明治書院、一九六二（三宅）
吉田澄夫・井之口有一（編）『明治以降国字問題諸案集成』風間書院、一九六二（吉田・井之口）
内田嘉一（録）「送仮名写法」成立不詳　和田信二郎旧蔵書、小浜市酒井家文庫八一一・二七

中根淑『日本文典』一八七六　国立国会図書館815-N452n2
――『送仮名大概』一八九五　国立国会図書館811.56-N452o
箕輪醇『送仮字弁』〔太政官文書局〕、一八八三　国立国会図書館811.56-M516o
――「送仮字弁」（稿本）、静嘉堂文庫所蔵（静嘉堂文庫国語学資料集成リール二八）
――「履歴〔控〕」北海道立文書館箕輪家文書B0-71/1
文部省編輯局（編）『尋常小学読本』巻一、一八八九　小学読本便覧四所収

参照文献

安藤隆弘（一九九四）「福沢諭吉と内田晋斉」『川村学園女子大学研究紀要』五・一
石井久美子（二〇一七）「『九ポイント假名附活字見本帳』に見るルビ付き活字　外来語定着の一側面」『お茶の水女子大学人文科学研究』一三
稲岡勝（二〇一九）『明治出版史上の金港堂　社史のない出版社「史」の試み』皓星社
遠藤佳那子（二〇二〇）『近世後期テニヲハ論の展開と活用研究』勉誠出版
岡田一祐（二〇二〇）「明治前期鋳造活字の平仮名書体における濁音表示と仮名字体意識」『年報新人文学』一七
――（二〇二一a）『近代平仮名体系の成立　明治期読本と平仮名字体意識』文学通信
――（二〇二一b）「変体仮名を学ぶ小学生」加藤重広・岡墻裕剛（編）『日本語文字論の挑戦　表記・文字・文献を考えるための一七章』勉誠出版
――（二〇二二a）『「いろは」の十九世紀　文字と教育の文化史』平凡社
――（二〇二二b）「明治初期の平仮名の活字　違和と順応」『書物学』二二
――（二〇二三）「明治一〇年代における送り仮名表記法の量的調査」第一三三回国語語彙史研究会発表、オンライン

久保田篤（一九九八）「明治初期の送り仮名」『成蹊大学文学部紀要』三三
倉野憲司（一九四三）「送り仮名について」『国語と国文学』二〇・六
小岩弘明（二〇〇五）「大槻文彦日本文典立案過程の痕跡（その二）　文法会の実相を探る」『一関市博物館研究報告』八
小林ベターダニエル（二〇一四）「明治前期の出版物における平仮名字体の使用傾向について」『國文論叢』四八
山東功（二〇〇二a）「洋式日本文典の研究　中根淑『日本文典』について」『明治前期日本文典の研究』和泉書院、二〇〇二（初出　一九九九年）
――（二〇〇二b）「送り仮名法制定経緯について」『女子大文学　国文篇』五三
――（二〇〇三）「送り仮名法と国語調査委員会」『国語文字史の研究　七』和泉書院
菅野倫匡（二〇一七）「漢字は無くなるのか　再び「漢字の将来」を問い直す」『計量国語学』三〇
鈴木貴史（二〇二〇）『近代日本書字教育史研究　初等教育における二元的書字教育論の形成過程』風間書房
鈴木広光（二〇一五）『日本語活字印刷史』名古屋大学出版会
銭谷真人（二〇一四）「『横浜毎日新聞』における仮名字体および仮名文字遣い　明治期の新聞における字体の統一について」『日本語の研究』一〇・四
服部隆（二〇一七）『明治期における日本語文法研究史』ひつじ書房
藤枝晃（一九七一）『文字の文化史』岩波書店
松谷昇蔵（二〇二四）『近代日本官僚制と文部省　「非主要官庁」の人事と専門性』法律文化社
三好行雄（一九七七）「〈文献学の恐さに無智な蛮勇〉について」『文学』四五・二
文部省図書局国語課（一九四一）「従来の送り仮名法に関する調査研究（未定稿）」（三宅、資料六）
屋名池誠（二〇一七）「「ありえたもう一つの道」から明治以来の送り仮名法の性格を考える」『日本語学』三六・一二
山口美知代（二〇一〇）「読み書き教育効率化と標準発音普及を目指して」松塚俊三・八鍬友広（編）『識字と読書　リテラ

シーの比較社会史』昭和堂
山田俊雄（一九七二）「近代・現代の文字」中田祝夫（編）『講座国語史二　音韻史・表記史』大修館書店
Condorelli, Marco (2022). *Standardising English Spelling: The Role of Printing in Sixteenth and Seventeenth-century Graphemic Developments*. Cambridge: Cambridge University Press.
Kuzuoğlu, Uluğ (2023). *Codes of Modernity: Chinese Scripts in the Global Information Age*. New York: Columbia University Press.
Osterkamp, Sven (2024). A Diachronic Perspective on Segmentation Cues in Written Japanese: From Script Mixture, Size, and Spacing to the Reinvention of a Corollary of Cursive Writing. *Language in Japan* 1.1 doi: 10.20666/lij.1.0_5
Sebba, Mark (2007). *Spelling and Society: The Culture and Politics of Orthography Around the World*. Cambridge: Cambridge University Press.

註

一　変体仮名という名称には正統な文字が見え隠れするとして、その名をきらって異体仮名と呼ぶことがある。どちらも当時の用例のある語である。どのような意味と考えるべきかは岡田（二〇二一 a、三一一ページ、注八）に述べた。その後、国立国会図書館デジタルコレクションの全文検索拡充にともない、明治十一年（一八七八年）の文部省日誌三月十九日条に和歌山県からの公立小学教則制定の伺があり、そのなかで下等小学第五級（現今の小学校一年生後半期相当）で「書取　変体仮名及連語図ヲ書取ラシム」との記述を見出した。これは、文部省小学掛図（明治六年）あるいは『小学入門』（同年）の仮名の図において変体仮名を提示していたものが単元化していたということであろう。『小学読本便覧』（静間密（編）、坂田朔二郎、一八七八年 https://dl.ndl.go.jp/pid/810980/1）という資料が国立国会図書館に蔵せられるが、この手のもののなかでもっとも変体仮名に力を入れて作ったものといえよう。

二　また、「送仮名写法」が三宅（一九五九ａ、ｂ）において直接参照されているところ、国語研所長であった石黒修が同年にあらわした石黒（一九五九）で伝聞調で触れられていることも、その裏付けとなろう。三宅（一九五九ｂ、五八）や、三宅の資料集で、『送仮名大概』の引用をてもとの文献に頼って原文に当たっていないと断っている点も、この判断を支えるものと考える。

三　たとえば、末尾の表のうち、正しい「形容辞」ではなく「形容詞」と同じ誤りを犯している点。

四　安藤（一九九四）は子孫に取材し、一八四八年生、一八九九年歿であることを明らかにした。安藤（一九九四）は号を自署などに現れる「晋斉」とするが、より適当かと思われる「斎」で自署したものもあり、使い分けに拘らなかったものと見て、ここでは「斎」とする。

五　国立公文書館所蔵『任免裁可書・明治二十九年・任免巻三十四・判任官以下』「内田嘉一内閣属ニ被任三級俸下賜並ニ記録課勤務被命ノ件」（明治二十九年四月八日）添付自筆履歴書による。ここではすべて属官で、三宅に奏任編輯官であったとする（一六ページ）のは不審。

六　陸軍時代の顔写真が https://shozokan.nich.go.jp/collection/object/SZK001474-138 で公開されている。

七　『公私月報』五〇、一九三四、四ページ。そのとき手に入れた講義録が東京大学法学部附属明治新聞雑誌文庫に残るが未見（『文学講義筆記』Z81:B894）。

図一　改正前送り仮名一覧（三宅、二三ページ。形容詞、は誤り）

| 名詞 | 動詞 | 形容詞 | 代名詞 | | |

表一　「法則」と「写法」・『大概』の対応表（片仮名を平仮名に改めた）

「法則」	「写法」改正	『大概』
第一　変化の声を送る者　動詞等活用部を送る	名辞　「「送仮名一字を附す」（改正） 動辞　「皆其語尾変化の字より之を写す」 「但一字にして数訓あり、誤読し易き者は、便に従て語尾の上より移す」 「也、被［らる］、令［しむ］、為［す・せ・し］等の字は皆仮名にて写し、本字を用ひざるを可とす」 「動辞変化の正例に依らざる者、即ち（行きて）を（行い［ママ］て）［…］と読むの類いは、皆単に（て）の一字を附して、（い）（ん）（つ）の字を省く［…］ 又（重［おもみ］す）の（重［おも］んず）［…］と成りたるは、皆下に（ん）の字を附して写す」	※転成はもとの品詞に従うとの通則あり 名詞　動詞転成名詞 動詞　「変化の文字より送る」、「書かす」などの活用の転や延言のあるものは元来のところから送る
第二　語中の声を送る者　接尾辞を送る（名詞、副詞、接続詞等）	名辞　「第三種　形容辞より転じたるものに、三種あり、一には語尾に（さ）の字を帯びたるもの、［…］」 副辞・接続辞　左記参照	形容詞　さ・みなどの接尾辞を送る
第三　語中の声を送らざる者　名詞・代名詞・形容詞・副詞等送らないもの（後詞を除く）	名辞　第一種　本然のもの 形容辞　第一種（ク活用形容詞）、第二種（シク活用形容詞）、第三種（形容動詞）（「法則」にいう後詞を含みうる） 副辞　第一種　本然のもので本字一字のものは送るが、本字二字で語尾変化によらないものは送らない 第二種　名辞にニを添えたものは一字送る 第三種　動辞が転じたものは二字送る 第四・五種　転成副詞や複合表現はもとのものに従う	名詞　元来のもの 読みやすさのために送るものもあり 代名詞　すべて送らず 形容詞　「し」・「（し）き」、「（や）か」を送る 副詞　原則一字を送る（誤読の恐れのないもの、本字二字のものは送らない） 動詞の転は変化のところから送る 接続詞　副詞に倣って送る

第四　規則外の者　語の組合せだが送らないもの（雖［いへども］・而［しかうして］の類）	代名辞　本文参照 接続辞　本字二字は送らない、それ以外は慣例に従って送る 接続辞　雖も　而して 副辞　以て	右記原則に従って送る

表二　『読本』中の送り仮名との適合表記種（平仮名表記は数えない）

	転成名詞（全八種）	和語副詞（全二十種）	其の・此の（全二種）
「法則」	五	二	○
「写法」当初形	五	一八	二
「写法」改正	三	一	一
『弁』	五	二	○